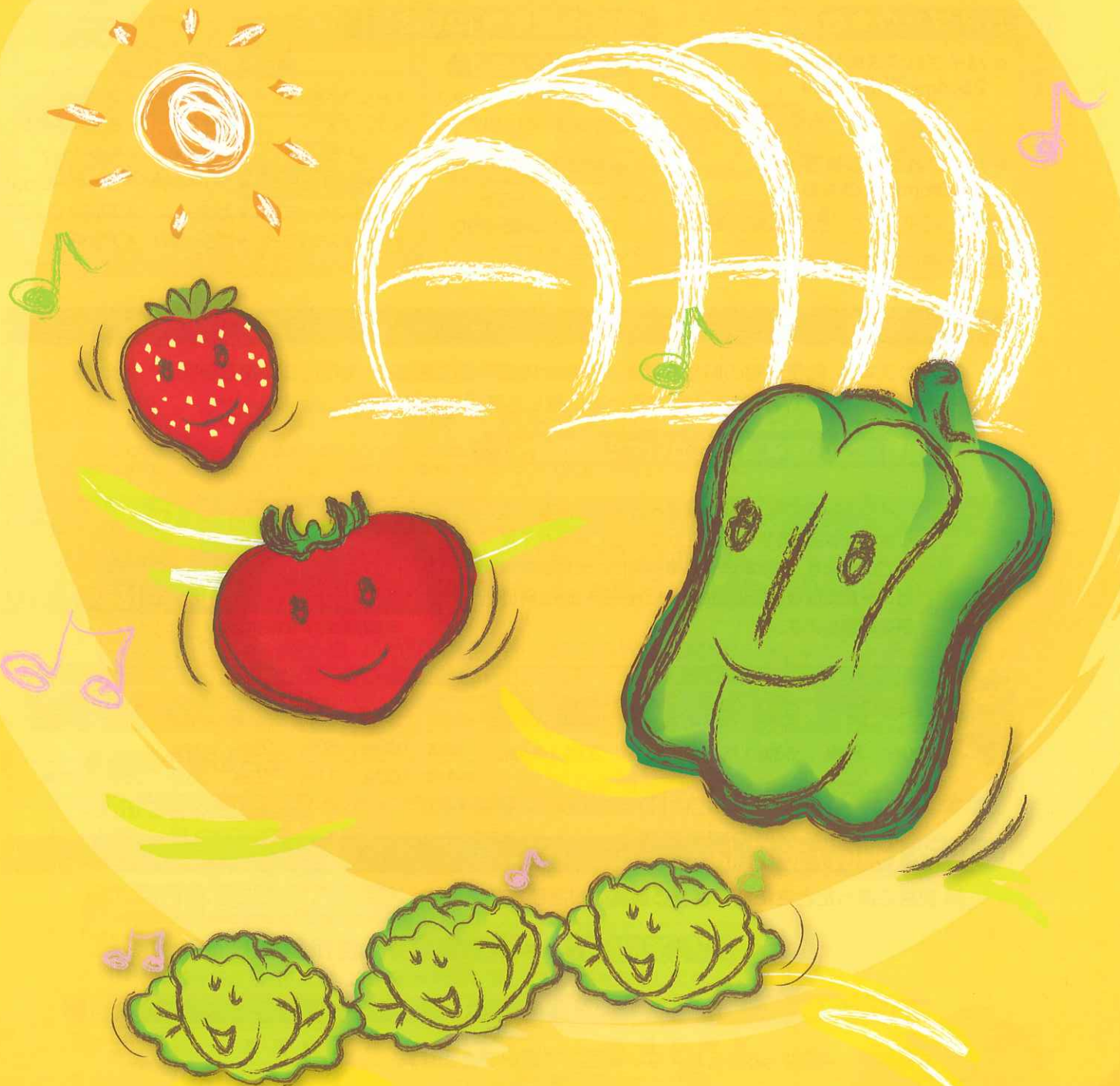


# 園芸施設共済

ENGEI SISETSU KYOSAI



## ▶▶ 加入方法

タイプ1

ハウス本体

タイプ2

ハウス本体 + 附帯施設

タイプ3

ハウス本体 + 施設内農作物

タイプ4

ハウス本体 + 附帯施設  
施設内農作物

※鉄骨、ガラス室本体には、撤去費用を含めて加入できます。

## ▶▶▶ 対象となる災害



風害



雪害



ひょう害



火災



鳥獣害



病虫害



破裂・爆発



車輛の衝突



その他の自然災害

・水害  
・地震  
・噴火  
・落雷

## 掛金（共済掛金）は

- 掛金の1/2を国が負担します。（共済金額8,000万円まで）

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times 1/2 + (\text{事務費賦課金})$$

※1 補償期間が12ヶ月未満の場合は、月割りで共済掛金を算出します。

※2 施設内農作物の掛金率については、「一般方式」、「事故除外方式」それぞれ2通りの掛金率があります。

## 共済金の支払は

- 共済事故発生のたび、1棟ごとに損害評価を行い共済金が支払われます。  
ただし、損害額が3万円以上もしくは共済価額の1割以上の損害が発生した場合に限り共済金が支払われます。

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \text{付保割合（加入時に選択した割合）}$$

$$\text{損害額} = \text{被害額} - (\text{残存物価額} + \text{賠償金等})$$

補償期間内であれば  
全損になるまで  
何回でも、補償します。

（1回の事故ごとに修復したものに付き）



## 被害額の算出方法

$$\text{パイプ部分の被害額} = \text{パイプの時価額} \times (\text{被害を受けたパイプの本数} / \text{総使用本数})$$

$$\text{ビニールの被害額} = \text{ビニールの時価額} \times (1 - \text{自然消耗割合}) \times \text{被害面積割合}$$

## ビニールの自然消耗割合

- 共済事故により被覆材に損害が生じた場合、加入時のビニールの時価額から自然消耗部分を差し引いた額に被害面積割合を乗じて被害額を算出します。

一般軟質フィルム		耐久性軟質フィルム	
自然消耗割合	適用経過月	自然消耗割合	適用経過月
0	責任開始日～3ヶ月間	0	責任開始日～6ヶ月間
0.12	責任開始日以後4ヶ月～3ヶ月間	0.14	責任開始日以後7ヶ月～6ヶ月間
0.25	責任開始日以後7ヶ月～3ヶ月間		
0.37	責任開始日以後10ヶ月～3ヶ月間		
		耐久性硬質フィルム	
		自然消耗割合	0



## 無事戻しもあります

- 掛金は掛け捨てではありません。
- 3年間継続加入で、無事故又は被害が少ない場合、掛金の一部を無事戻し金として支払します。



## 加入のめやす

新築ハウスで補償期間が12ヶ月の場合（施設内農作物も同じ）

### 40-1 パイプ径 25.4mm以下

間口5.4m 奥行18mのパイプハウス  
(補償額がハウス21万7千円、内作物10万5千円を加え32万2千円の場合)

	ハウス本体	施設内農作物「ピーマン」		被覆材	
		事故除外方式	一般方式	種類	m単価
掛金(円)	3,550	4,887	5,181	一般農ビ 0.10mm	476円

間口5.4m 奥行36mのパイプハウス  
(補償額がハウス43万6千円、内作物21万2千円を加え64万8千円の場合)

	ハウス本体	施設内農作物「ピーマン」		被覆材	
		事故除外方式	一般方式	種類	m単価
掛金(円)	7,133	9,833	10,426	一般農ビ 0.10mm	476円

### 40-2 パイプ径 31.8mm以上

間口7.2m 奥行18mのパイプハウス  
(補償額がハウス42万円、内作物14万4千円を加え56万4千円の場合)

	ハウス本体	施設内農作物「ピーマン」		被覆材	
		事故除外方式	一般方式	種類	m単価
掛金(円)	6,871	8,705	9,108	一般農ビ 0.15mm	518円

間口7.2m 奥行36mのパイプハウス  
(補償額がハウス84万5千円、内作物28万9千円を加え113万4千円の場合)

	ハウス本体	施設内農作物「ピーマン」		被覆材	
		事故除外方式	一般方式	種類	m単価
掛金(円)	13,824	17,504	18,314	一般農ビ 0.15mm	518円

※施設内農作物の掛金はハウス本体との合算値です。

※被覆材のm単価には、押え材費用や労務費も含まれます。(被覆材の種類により異なります。)

※加入の際は上記の掛金の他に、賦課金がかかります。



## 損害防止情報

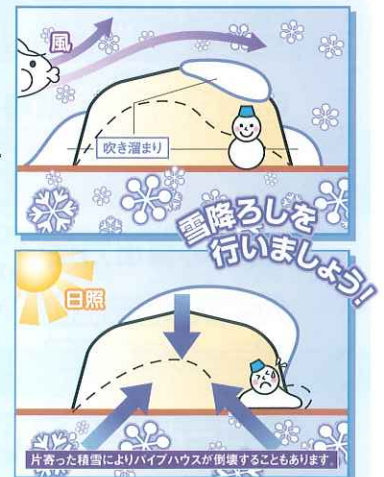
### 日頃から災害に備えましょう!

#### 強風対策

- 防風ネットをハウスの周囲に設ける。また、ハウス周囲の排水、隣りのハウス棟との間の排水を図る。
- 強風によるあおられ防止のため、取付金具の締め直し、妻面の補強などを行う。
- 筋かい、補強支柱などの臨時的補強材をあらかじめ準備しておく。
- 強風のあとは、ビニールや留め材のゆるみ及び破損、パイプの接合金具のゆるみなどを点検し、速やかに補修する。

#### 積雪対策

- 補強支柱(棒抗等)を準備しておき、緊急時に備える。
- ビニールが雪の重みでたるんで滑り落ちなくなるので、雪降ろしを行う。
- ビニールの上にネットを重ねない。
- 隣のハウス棟との道路に積もった雪を取り除く。



お問い合わせ・お申し込みは

### 岩手中部農業共済組合

本 所 〒025-0025 花巻市下根子821番地

☎0198-23-5201

西和賀出張所 〒029-5503 和賀郡西和賀町清水ケ野18-203

☎0197-84-2133

## 園芸施設共済のご加入にあたって 〈重要事項説明書〉

この説明書は、園芸施設共済への加入に当たり、加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要事項を整理したものです。加入申込みの際、ご確認願いますとともに、この説明書で不明な点がございましたら、〇〇〇〇農業共済組合（以下、「組合」といいます。）にお問い合わせ願います。

### ご加入についての事項

#### 加入申込みと共済関係の成立

園芸施設共済加入申込書（以下「加入申込書」といいます。）に必要事項を記入・捺印して組合に申込み、組合が承諾したときに成立します。

加入される方の所有または管理するすべての園芸施設について加入するようお願いいたします。なお、園芸施設に併せて附帯施設及び施設内農作物の加入もできます。

#### 共済金額

共済金額は、園芸施設1棟ごとに農林水産省が定める園芸施設共済事務取扱要領を基に園芸施設の本体・附帯施設並びに被覆材等の新調達価額を算出し、その各々の額に経過年数に対応する減価割合（園芸施設の本体・附帯施設は時価現存率、被覆材等は被覆経過割合）により共済価額（時価額）を算定し、補償割合（以下「付保割合」といいます。）を乗じて算出します。

付保割合は、40%から80%の範囲で組合員が選択することができます。なお、同一共済責任期間中に増改築等により共済価額が増減が生じたり、共済事故による損害について共済金が支払われた場合でも共済金額の変更はしません。また、施設内農作物の共済価額は、投下した生産費を補償するというので園芸施設の新調達価額に葉菜類・果菜類・花き類ごとに一定の率を乗じて算出されます。

（注）園芸施設共済は時価額を補償するため、時価現存率及び被覆経過割合により共済価額を算定します。

#### 共済責任の開始及び共済責任期間

共済責任期間は、組合員から共済掛金の払込みを受けた日の翌日から開始いたします。継続加入の場合は従前の共済責任期間の終了する日の1か月前から終了する日の前日までに共済掛金の払込みを受けたときは当該共済責任期間の終了する日の翌日からとなります。共済責任期間は原則1年ですが、施設の設置（被覆）・栽培期間が周年でない場合は、その期日に合わせて2か月以上11か月とすることができます。

#### 共済関係の消滅

パイプハウスの場合は損害があったパイプの数が9割以上のとき、パイプハウス以外の場合は損害額が共済価額の8割以上のときは、全損または経済的全損として取扱います。この場合、共済関係は消滅します。

### 共済事故についての事項

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりとなっています。

- ①風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- ②火災
- ③破裂及び爆発
- ④航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- ⑤車両及びその積載物の衝突及び接触
- ⑥病虫害（施設内農作物に加入している場合）
- ⑦鳥獣害

### 支払責任のない損害

共済事故によって生じた損害であっても、次の場合には共済金をお支払いしません。

- ①変乱によって生じた損害
- ②自然消耗、故障が原因による損害
- ③加入者の故意・重大な過失・法令違反による損害
- ④加入者と同じ世帯に属する親族の故意による損害
- ⑤加入者の植物防疫法の規定違反による損害
- ⑥生理障害及び薬害（施設内農作物に加入している場合）

### 共済金の支払いについての事項

園芸施設共済に加入した園芸施設が共済事故によって損害を被ったとき、加入している園芸施設1棟（附帯施設及び施設内作物を併せて加入した場合も含む。）ごとに、損害の合計が3万円（または共済価額の10分の1に相当する金額）を超える場合に共済金をお支払いします。また、共済金の支払額は損害額に付保割合を乗じて算出します。なお、加入いただいた園芸施設に、補償内容を同じくする他の共済・保険契約がある場合は、それぞれの契約の支払額の合計が損害額を超えるときは、共済金を分担してお支払いします。

#### （分担支払の例）

園芸施設共済の支払責任額

$$\text{園芸施設共済の共済金} = \frac{\text{園芸施設共済の支払責任額}}{\text{それぞれの共済関係等の支払責任額の合計額}}$$

（注）共済金の分担は、他の共済・保険契約の損害額や支払分担規定で上記とは異なる場合もあります。

## 損害額の算出（損害評価方法）

損害額は、被害額から残存物価額及び賠償金等を差し引いて算出します。

### ○園芸施設

#### ●本体

パイプハウス以外の場合は、園芸施設共済損害評価要領（以下、「要領」といいます。）に従い部材ごとに評価し損害割合で算出します。また、パイプハウスの場合は、次によりパイプごとに被害判定を行い、被害パイプ本数を積算し、パイプの被害割合を算出します。

- ・局部的に激しく曲がったり、または腰折れをおこしている。
- ・主骨材が直管パイプで、つなぎのできない大きな曲がりのもの
- ・施設内部で通常の栽培作業を行うことが不可能なもの

#### ●被覆材

構造部分（妻面、側面、屋根面）ごとに被害面積割合を算出します。被害面積割合とは、被覆面積に対する新たに被覆を要する面積の割合です。新たに被覆を要する面積とは、受け材（タルキおよびパイプ）単位に修復するとして最小限度の重複部分を含め破損した部分の面積です。また、プラスチックフィルム等の損害額の算出には、共済責任期間開始からの経過月数に応じた自然消耗割合が適用されます。

### ○附帯施設

#### ●全損の場合

被害額は、共済価額です。

#### ●分損の場合

修繕費に時価現存率を乗じて算出します。修繕費は、共済事故発生直前の状態に復旧するための最低限の費用として、施行業者の見積書等により算定します。

### ○施設内農作物

共済事故が発生した都度、その被害の進行が停止したときに損害評価を行い、生育ステージを考慮した損害程度により、算出します。

### ○撤去費用（ガラス室・鉄骨ハウスのみ）

園芸施設の撤去に要した金額が100万円を超えた場合、または園芸施設の損害割合（被覆材を除く）が50%（ガラス室は35%）を超えた場合にお支払します。ただし、撤去が行われ、撤去に要する費用が発生した場合に限ります。

## 共済金が支払えない場合についての事項

次のような場合には、共済金の一部または金額をお支払いできないことがあります。

- ①加入者が通常すべき管理、損害防止義務を怠って生じた損害
- ②加入者が損害発生の通知を怠り、または故意・重大な過失によって事実を反する通知をしたとき
- ③正当な理由がないのに、払込期日までに第2回目の掛金の払込みが遅れた場合

## 加入者の義務についての事項

### 損害発生の通知及び調査への協力

加入した園芸施設等に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。

### 損害防止の義務

加入者は、加入した園芸施設について通常の管理・損害防止を行ってください。

### 異動通知

加入した園芸施設について、譲渡、移転等の異動が生じた場合は、組合に連絡をお願いします。

## 個人情報の取扱いについての事項

(1) ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報については、組合・岩手県農業共済組合連合会・農林水産省が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

(2) 法令により必要とされた場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

## その他の事項

組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともにその保有する共済金支払責任の一部を、岩手県農業共済組合連合会と保険契約を締結して危険の分散を図るなど共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。

## 岩手中部農業共済組合

〒025-0025 花巻市下根子821番地

TEL 0198-23-5201 FAX 0198-24-8992

### 西和賀出張所

〒029-5503 和賀郡西和賀町清水ケ野18-203

TEL 0197-84-2133 FAX 0197-84-2134

